

意匠審査基準改訂(案)の概要

平成 30 年 3 月 12 日

特許庁審査第一部意匠課 意匠審査基準室

平成 27 年 5 月にハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度が利用可能となって以降、我が国においても多くの国際意匠登録出願について審査運用の実績を積んでいるところですが、特に願書及び図面の記載は各国において要件が異なることから、より一層の国際協調を意識した審査運用の見直しの必要性が高まっています。

そこで、願書及び図面の記載要件に関する意匠審査基準について、出願意匠の開示の具体性を損なうことのない範囲でその運用を緩和することにより、国内外の出願人に対する手続きの負担を軽減し、意匠制度の利便性のさらなる向上を図ります。

具体的には、願書及び図面等による意匠の開示方法のうち、国際意匠登録出願において記載不足が多く見られる（１）底面図の記載の不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い、（２）意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱いを見直します。

1 底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い

（関連する意匠審査基準：第 2 部第 1 章）

【改訂のポイント】

現行意匠審査基準における「意匠が具体的なものであること」の要件において、従前より大型の機械や大型の車両等の重量物に限定して底面図の省略を認めていたところ、この取扱いを見直し、以下の要件に該当する場合は、底面図の記載が不足していても意匠が具体的であるものと認めることとします。

すなわち、a 床面や卓上などに置いて使用するもの、b 車両などの重量物であって、使用時に持ち上げることがなく通常は底面を見られることがないもの、かつ、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認めます。

また、当該底面図の不足に関する意匠の説明の記載がなくても、意匠が具体的であるものとします。

（現行意匠審査基準の該当箇所：第 2 部第 1 章 第 15～17 頁）

2 意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い

(関連する意匠審査基準:第7部第1章、第11部第8章)

【改訂のポイント】

現行意匠審査基準における「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」、及び「意匠が具体的なものであること」の要件は変更しませんが、部分意匠に関する願書の記載に不備を有していても、意匠が具体的なものと認められる場合として、以下の基本的考え方及び事例を追加し、運用を緩和します。

「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための説明がなくても、図面等の具体的な表現¹によって、願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が明らかである場合は、当該意匠が具体的であるものと認めます。

また、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載について行った補正の取扱いも、上記の運用に合わせて整理します。

国際意匠登録出願についても同様の考え方とします。

(現行意匠審査基準の該当箇所:第7部第1章 第100～101頁、第113～114頁、第11部第8章 第239～240頁、第243頁)

以上

¹ 実線及び破線により明確に描き分けられた図面等の記載